

一九世紀末〜二〇世紀初頭、ダライラマ政権の
東チベット支配とデルゲ王国（徳格土司）

小林 亮 介

はじめに

一九一二年の清朝の崩壊にともない、清朝版図の継承を主張する中華民国と、中国の干渉を排除してチベットの自主独立を目指すダライラマ政権の間で、チベットの政治的地位をめぐる対立が生じた。そして、両政権の中間地帯に位置した東チベット（現在の四川省西部・チベット自治区東部などにはぼ相当。チベット語でカム khams と呼ばれる地域をおおまかに指す。）は、双方がともに統合を図る係争地となり、この抗争は蔵中英三者間にて開催されたシムラ会議（一九一三年一〇月〜一九一四年七月）の懸案へと発展し、会議の決裂をもたらす要因となったのである。

ここで重要になるのは、当時の中国・ダライラマ政権双方が主張した東チベット支配の正当性の所在が、ひとつ

には、東チベットの在地の支配者であるチベット系の各首長（及びその各支配地域）との歴史的な関係にもとめられたことである。⁽¹⁾これは、それまで東チベットにおいて、両政権の権威・権力及び支配の制度的枠組みがそれぞれ在地の各首長を介して一定程度混在していたことを窺わせるものである。しかし従来の研究は、この東チベットの帰属をめぐる問題を、総じて中国・ダライラマ政権関係史や国際関係史、中国の辺疆政策史の観点から議論しており、両政権と東チベット諸首長の関係、とりわけダライラマ政権と諸首長の関係の具体像が正面から検討されることはなかった。⁽²⁾

こうした問題を受け、筆者は前稿にて、一八六五年、ニャロン地方の有力首長ゴンポナムギェル (Ngon po nam rgyal) の征服活動とその終息を画期として、ダライラマ政権が四川省管下の複数の首長に対して支配を及ぼしたことをとりあげて詳述した。そして、この支配体制が二〇世紀初頭に清朝により解体される過程で生じた両者の摩擦が、後の東チベット帰属問題を強く規定したことを述べた。⁽³⁾換言すれば、この時期、東チベットの多くの首長は、当該地域の支配をめぐり一定の緊張関係にあったダライラマ政権と清朝の境界地帯で、一種の「両属」とでもいべき関係を取り結んでいたのであるが、他方、そうした関係の内実を理解する上で重要である現地首長側の動向については、各地域・首長ごとの差異を含め、十分な検討を加えていなかった。従来 of 政治外交史・国際関係史の枠組みにおいては、現地首長の存在は境界画定交渉の取引条項としての位置づけにおいて検討される傾向にあった。しかしながら、施主と帰依処という仏教的理念に立脚していたダライラマ政権と清朝の関係を踏まえた場合、近代的な意味での境界や帰属が争点になる以前の東チベットを、両政権の対抗の場としてとらえることは必ずしも適切ではないだろう。それゆえ、両政権のはざまにおける東チベット諸首長の政治的位置づけや、彼らが担った機能・役割に注目しつつ、諸勢力間の関係変化を明らかにしていく必要がある。

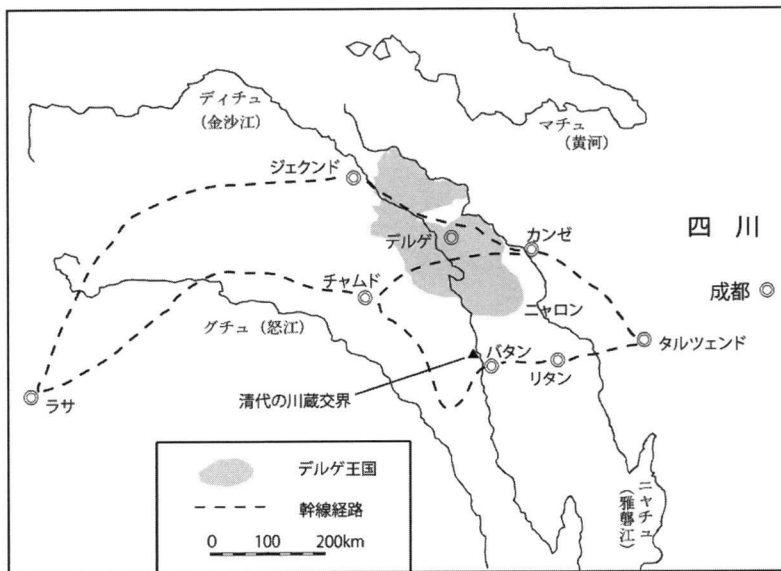


図1 19世紀デルゲ地域図

出典：Rinzin Thargyal, edited by Toni Huber, *Nomads of Eastern Tibet: Social Organization and Economy of a Pastoral Estate in the Kingdom of Dege*, Brill, 2007, Leiden; Boston, p. 36.

如上の問題を検討する上で本研究がとりあげるのは、川蔵間の幹線ルート上に位置し、当該地域に存立する各首長の中で最大規模の勢力を誇ったデルゲste de de王国⁽⁴⁾（徳爾格武宣慰使司／徳格土司）である。このデルゲ王国は、一九世紀後半にダライラマ政権の支配下へ編入された勢力のひとつだが、後に王国の内紛をきっかけとして清朝・ダライラマ政権相互の度重なる介入を受け、その帰属問題は清朝崩壊後の重要な焦点となった。デルゲ王国の事例は、ダライラマ政権による東チベット支配の実態と、清朝支配との相互関係、現地首長の複雑な帰属関係のあり方を集約的に示す重要なものと思われる。

一九世紀後半以降のデルゲ王国史についてはすでに一定の研究蓄積が有るが、その多くは清朝の「土司制度」によるデルゲ王国支配の正当性を前提とする傾向にあり、清朝・ダ

ライラマ政権の影響力が交錯した東チベットの地域的特質に着目しつつデルゲ王国の軌跡を跡づけるものではなかった。⁽⁵⁾

こうした先行研究の問題点は、それらが清朝側史料及び建国後の調査資料などを根本史料としていたことにもよるものである。そこで本研究はこうした史料に加え、チベット語の各種伝記史料⁽⁶⁾の他、四川省檔案館所蔵「川滇邊務大臣衙門檔案」(以下、「衙門檔」)に含まれるチベット語文書、ならに India Office Records (インド省関係文書、以下 IOB) に含まれる史料(チベット語文書の英訳)を利用する。そして、まず一八世紀までの清朝・ダライラマ政権・デルゲ王国三者間の関係と、デルゲ王国の政治構造を説明する。さらに一九世紀後半のダライラマ政権の支配始動後におけるデルゲの王族らの帰属関係・政治行動の考察を通じて、諸勢力間の関係変化を明らかにする。清朝／中国とダライラマ政権の二項対立的な競合関係として理解される傾向にあった中蔵境界問題の形成過程を、両者のはざまにおける東チベットという場の特質の変化に着目しつつ再考していく。

第一章 デルゲ王国の政治構造と清朝・ダライラマ政権

(一) デルゲ王国と清朝・ダライラマ政権の関わり

デルゲ王国の由来に関しては必ずしも定説は無いが、『デルゲ王統史』(以下、DG Iと略記): 2b-3a は、吐蕃王国の発展を支えた有力氏族ガル (gar) 氏にデルゲ王家の起源をもとめている。ただし、DG I に詳細な検討を加えた Kolmas は、八世紀後半に東チベットに拠点を築いたといわれるアミェチャンパール (a mye byams pa dpal) を便宜的に一族の初代として数えており、⁽⁷⁾ さしあたり本稿もこれに従う。

デルゲの発展の最初の重要な契機は、一三世紀に中央チベット西部で台頭したサキャ派の信奉である。初期の六代の当主はボン教を支持し、その後は二代までニンマ派の僧侶の身分を有していたという。しかし、モンゴル帝国時代、一族のひとりソナムリンチェン (Snod nams rin chen) は、当時のサキャ派最高権力者であった帝師パクパに重用され、フビライから「亦思馬兒甘軍民万户府長」(チベット語では「ドメーの千戸長 (トンプン) Hto smad stong dpon) に任命された。⁽⁸⁾ モンゴル帝国が後退した後も、デルゲはサキャ派の重要な支持者であり続けた。

ここで特筆すべきは、一八世紀初頭に最盛期を迎えるに至った王国の勢力拡大の過程が、ダライラマ政権の成立・発展と深く関わっていたことである。一七世紀中ごろ、ゲルク派支持者であるホシュート部のグシィハンにより行われた東チベット遠征 (一六三九—一六四一年) の過程で、ゲルク派の対抗勢力であったツァン王と結びついていたベリ (Be. 白利) の王が従来保有していた領地の多くを下賜された。⁽⁹⁾ また、グシィハンの曾孫ラサンィハンによるダライラマ政権の実権掌握の過程において、ダライラマ六世ツァンヤンギャムツォが廃位されたのち入寂し、一七〇八年 (康熙四七) には、その転生者とされる童子 (後のダライラマ七世) が東チベットのリタンに生まれる。ここで、青海ホシュート部がこの童子を青海に招聘するにあたり、デルゲ王族出身の僧ソナムプンツォク (bsod nams phun tshogs) は、デルゲ領内にて一時この童子を保護した。⁽¹⁰⁾ この功績により、デルゲ王族とダライラマ七世の親族は密接な関係を構築するに至り、後に王族のソナムゴンポ (bsod nams ngon po) は七世の妹ツェリン (tsho ring) を娶り (DG 1: 32b, 『ダライラマ七世伝』(以下、DL7と略記): 156b) その弟であるデルゲ王ロドゥーギャムツォ (blo gros rgya mtsho) は一七五六年 (乾隆二一) に七世の姪タィモンモ (bkra shis dhang mo) と結婚した (DL 7: 504b)。

他方で、デルゲ王国は一七世紀後半以降に次第にチベットに進出した清朝とも関係を構築するに至る。一七二五年（雍正三）、清朝は青海ホシュートの有力王公ロブサンダンジンの「反乱」を制圧し、その後、青海ホシュート諸王公の属下にあった多くの東チベット首長を土司に任命し、一七二八年にはデルゲ王テンパツェリン (bstan pa tsho ring) も安撫使を授けられた。⁽¹¹⁾ 撫遠大將軍年羹堯の施策によれば、チベット周縁部におけるこの「土司制度」の導入は、現地諸首長に対するグライラマ政権・青海ホシュートの影響力を断ち切ることを一つの目的としていた。しかしながら、これは清朝がその後一貫して東チベット諸首長との間に排他的な支配関係の構築を目指したことを意味するものではない。一七三二年、中央チベットの政情不安を避け、東チベットのガルタル (ngar thar) に一時遷座していたグライラマ七世に対して、テンパツェリンは金・銀・緞子・家畜の抛出などをおこなった (DL7: 131b)。こうした貢献を理由に、清朝はテンパツェリンを宣慰使に昇格させるとともに、銀と緞子を授けた。⁽¹²⁾ DL7: 145b の記事によると、清朝使臣を通じてこの恩賞授与は、ガルタルにて、テンパツェリンの使者である息子 of ナムゴンポ (osod nams mgon po) の他、グライラマ七世の立ち会いのもとで行われており、グライラマもまたソナムゴンポに褒賞と灌頂を授けている。清朝が一九世紀末以降に東チベット支配の一元化を志向していったことを想起した場合、一八世紀前半、このように東チベット首長のグライラマに対する尊崇や奉仕が清朝から積極的に評価される局面があったことは重要である。

では、デルゲ王は土司任命を通じて清朝皇帝との統属関係をどのように認識していたのであろうか。DG 1: 27a には、

……転輪聖王である文殊菩薩皇帝は、国政を仏法にしたがい護持することに對して報いる賛辞・表彰として「デルゲ王に」ドカムの全ての主として權威を授ける黄金の印章として宣慰司 (gsan yu si) 証書 (号紙)、

さらに百の緞子、銀五千兩を賜りました。

とあり、デルゲ王が、清朝からの土司の称号授与を、文殊菩薩の化身たる清朝皇帝が仏教に依拠した政治を行うデルゲ王を賞賛し、政治的権威を附与・承認したという論理により解釈していることがわかる。

さらに、こうした理解は必ずしもデルゲ王をはじめとする東チベットの諸首長の視点にのみ限定されるものではなく、清朝皇帝自身もまた、チベット仏教への尊崇の態度を示すことで、諸首長からの支持の獲得を試みていたと考えられる。乾隆帝は一八世紀後半の金川戦争終結後、四川のチベット諸首長に対して、他の非漢人地域の土司らには通常与えられることの無かった朝覲（正月の皇帝への拝謁）の資格を特別に付与し、モンゴル首長をはじめとする外藩王公や、ベクラテュルク系ムスリム首長に次ぐ席次にて、謁見儀礼や賜宴に参加させ、皇帝―首長間の主従関係の強化をめざした。ただし興味深いことに、一七八〇年、乾隆帝は七旬万寿節における熱河でのパンチェンラマ三世との会見の場にも、多くの東チベット首長の参加を特に命じ、首長側もこれに応じて、実際に熱河でパンチェンラマからの灌頂を授与されるに至っている。⁽¹⁴⁾ 時代や事例によって事情は異なると思われるものの、乾隆帝と東チベット諸首長の間には、チベット仏教主権としての清朝皇帝の聖性に関して相互に一定の共通理解が存在していたことが窺える。

(二) デルゲ王国の政治構造

既述のごとく、デルゲ王国は清朝とダライラマ政権双方と関係を取り結んでいたが、一方で留意すべきは、デルゲ王がこうした外部勢力からの過度の干渉を受けること無く、自律的な政権を保持していたことである。その政治構造についてはいくつかの研究・調査においてすでに検討されてきたが、以下では行論に関わる点のみ四川省編輯

組編『四川省甘孜藏族社会歴史調査』四川省社会科学出版社、一九八五年、九五—一二頁等を参照しつつ整理し、必要に応じて適宜注記を付す。

デルゲ王国はその内部に、固有の権力基盤をもつ多くの貴族（清朝史料では「頭人」として現れる）を取り込んでおり、彼らは、王よりドゥンコル（*mdun skor*）、プンチャ（*dpon cha*）、ホルダ（*hor 'dra*）の称号を与えられ序列化されていた。最上位に位置するドゥンコル層は、王国の勢力拡大に功績のあった家臣の末裔や、後にデルゲ王国に服属した有力者らであり、約三〇名が存在していた。ドゥンコルの地位は世襲であり、王より下賜された土地と属民を有し、ドゥンコル相互の統属関係は無く、彼らは王に直接従属した。

さらにドゥンコルは、王国内部の官僚の供給源でもあった。とりわけニエルパ（*gnyer pa*）・チャンズー（*phyag mdzod*）といった役職は政権運営の中枢たる「ニエルパ会議」を構成する高級官僚であり、王は彼らの最終的な任命権を掌握していた。

一方、これら貴族の上に君臨した王族の権威は、領内の宗教諸勢力に支えられることで強化された。特に一七世紀中頃のサキャ派ゴンチェン寺（*agon chen dgon pa* 更慶寺／ルンドゥプテン *lhun grub steng*）の完成は重要であり、以後、王族内部では、世俗の王に加え、デルゲにおける宗教的権威の頂点としてゴンチェン座主を継承するシステムが定まった。多くの場合、同世代の兄弟がそれぞれ王と座主を継承（特に初期において座主は叔父！甥間で受け継がれた）したが、兄弟がいない場合は王自らが座主を兼任した。⁽¹⁶⁾ このサキャ派との関係に加え、デルゲ王国はダライラマ政権を支えるゲルク派の宗教的・政治的吸引力に回収されることなく、カルマ派・ニンマ派から成る五つの有力寺院を「五大家廟」（*dbu bla khag lnga* ウラカンガ）として特に保護し、有力化身僧を体制内に組み込んだ。⁽¹⁶⁾

また、デルゲ王は自己の権威を発揚するための政治的・宗教的実践に携わった。王国の「黄金期」を築いたとされる前述のテンパツェリンは、兄弟不在により王位とゴンチェン座主の二つの地位を兼ねたが、彼はチベット医学や文学に深い造詣を有し尊崇を集め、パルカン（*Par Khang* 經典印刷所）の建築と大蔵経印刷の事業を展開し、仏教興隆への貢献を通じて名声と権威を高めた。⁽¹⁷⁾ DG1がテンパツェリンをはじめとするデルゲ王をしばしば「法王」を意味する「チュキギェルポ *chos kyi rgyal po* (= *chos rgyal*)」⁽¹⁸⁾という呼称をもって呼ぶのもまた、デルゲ王が王国を仏法に従い統治する聖王であることを示すためのものである。

このように、デルゲの王族は王国に君臨する上での政治的権威の維持・向上を、必ずしも清朝やダライラマ政権に依存することなく、王国内部においてみずから実践してきたといえる。貴族層からみた場合、こうしたデルゲ王への忠誠と奉仕は仏教興隆に結びつく行為であり、自己の領域内における支配の正当性の維持にも繋がる⁽¹⁹⁾と解釈された。王族は仏教を媒介として自らの王権や貴族との統属関係の強化を可能にし、王国内部の聖・俗両権を総攬する体制を作り上げたのである。

第二章 一九世紀後半、ダライラマ政権によるデルゲ王国支配

以上述べたようなデルゲ王国の政治構造は、一九世紀後半に次第に変容していく。この時期、四川省管下のニャロン地方の首長ゴンポナムギェルは周辺の諸首長に対して大規模な征服活動を展開したが、なかでもデルゲ王国は王族・高僧などがゴンポナムギェルの軍によって捉えられるという深刻な被害を蒙るに至った。⁽²⁰⁾ しかし、四川省側がこの混乱に十分に対処できぬ中、ダライラマ政権は現地首長らの要請を受け、遠征を行いこれを制圧した。この

時、ダライラマ政権はニャロンチキャブ (nyag rong spyi khyab ニャロン総督) という官職を新設し、一八六六年にはニャロン地方のみならず、デルゲを含むニャロンに北接する諸首長をその支配下に編入した。そして、ニャロンチキャブは諸首長による人足・荷駄獣抛出の負担義務 (ウラ *Ura*)、ニャロンの官寨守備のための人員派遣、またはその守備費用の定期的納入など、多様な人的・物的資源の徵発権の他、首長間紛争の仲裁・調停の権限などを掌握するに至った。当時の清朝は当初こうしたダライラマ政権と諸首長の関係を十分に認知していなかったが、ダライラマ政権の軍事的な功績に対する「賞給」として、ニャロン地方の管轄権をダライラマ政権に移管したのである。⁽²¹⁾

ここで重要になるのは、被害がとりわけ甚大であったデルゲ王国が、他の諸首長らとともに服属を表明しつつも、別途単独で追加条項を盛り込んだ文書を提出したことである。IOR. MSS. Eur. F. 80/177. 22-24 には、チベット暦木牛年一月一五日 (一八六六年一月二日、同治四年一月一六日) に、王ロドゥーブンツォク及びその属下のニエルパやチャンズーら高級官僚が提出した文書の英訳が残されている。本来の文書は長文であるが、ここではデルゲ王への追加条項の要点が読み取れる箇所のみを掲載する。

特に私に關してですが、総じて、土司 (Tos) 配下のそのほかの者達を含めて、上述の約束 (他の東チベット首長らの誓約した内容) に従うことを承諾いたします。……政府は親切にも私土司に対して相応な妻を選んで与えて下さるうとしたので、私は政府への慈愛と感謝とともに、彼女を愛し尊重することを約束いたします。そして、ニエルパやチャンズー、さらにはその他の官僚等つまりは全体的に新設が要求されている官僚全ての任命に關しては、当然ダライラマ政権により任命されるものであります。

まず特筆すべきは、ロドゥーブンツォクがダライラマ政権の意向に従い王妃を娶ることになった点である。既述の

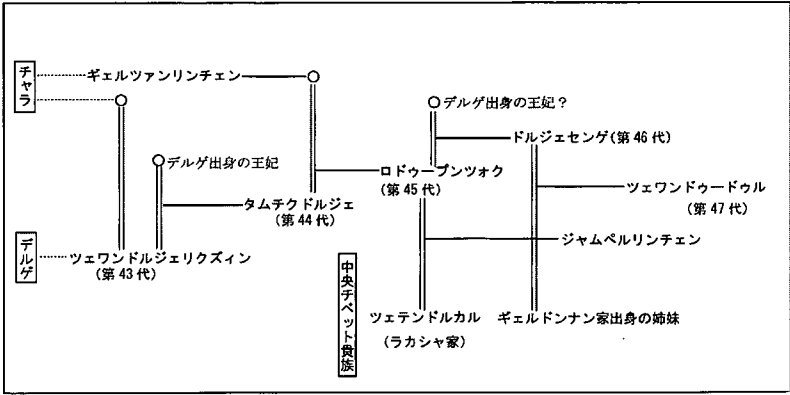


図2 デルゲ王家系図

出典：『宮中檔光緒朝奏摺』第10輯，pp. 899-901，光緒23年5月11日，鹿傳霖の奏摺；『デルゲ王統史統編』：16-17；IOR. MSS. Eur. 80/189：18；80/177：7-12，23-25；Tashi 1985（201 n 20）。

とおり、一八世紀にデルゲ王家はダライラマ七世の親族と婚姻関係を結んだが、これはもとより七世即位をめぐるデルゲ王の貢献などに由来しており、婚姻を通じてダライラマ政権との関係が七世遷化後も継続したわけではない。その後第四三代ツェワンドルジェリクズィン (tshé dbang rdo rje rig 'dzin)、第四四代タムチクドルジェ (dam tshig rdo rje) は、タルツェンドを拠点に一大勢力を築いていたチャラギェルポ (tshags la rgyal po 明正宣慰使司) の一族の女性と婚姻を結んでいる(図2)。この関係は、ロドゥーブンツォクが、「チャラの王は、〔デルゲ王である自らの〕母の父親であったのだから、ゴンボナムギェルらがデルゲに苦境をもたらすのを防ぐべきであった」とする⁽²²⁾ように、敵対勢力と対抗するための軍事同盟という側面も有していた。

ところが、ロドゥーブンツォクはダライラマ政権への服属を契機として、政権内部の高級官僚たる武官のダブン (mda' dpon 戴捧)、大臣のカルン (bka' blon 噶布伦) を代々輩出していたラカシャ家 (ra kha shag) のツェワンノルブ (tshé dbang nor bu) の娘ツェテンドルカル (tshé brtan sgyol dkar) を

妻に迎えた。⁽²³⁾ こうした婚姻関係は一代限りのものではなく、後述するように、その後王位を継承したドルジュエンゲも中央チベット貴族出身の女性を娶っている。デルゲの王族は、グライラマ政権への服属を契機として、従来型の首長相互間の婚姻からグライラマ政権内部の有力者とのそれに転換したといえる。

次に上掲史料で重要になるのは、グライラマ政権がデルゲ王国の高級官僚に対する任命権を掌握したことである。これは、本来はデルゲ王の権限であったニエルパヤチャンズーらの人事にグライラマ政権が直接干渉しうようになったことを意味する。高級官僚の供給源たるダウンコル層に対するデルゲ王の統制が弱まり、かえってグライラマ政権がダウンコル層に与える影響力が強化され、後に王国内の権力闘争にも影響を与えていく。

ただし興味深いのは、グライラマ政権に対して提出したこの文書で、デルゲ王やその他諸首長がほぼ一貫して自らを土司と称し、さらに下記のごとく、

私は、中国 (Chinese) 及びチベットの政府に対する第一の家臣としての私が課せられている通常の業務において、胡麻の種ほどのわずかな程度すらもおろそかにし、怠ることは致しません。

として、清朝に対する服従の姿勢をも同時に表明している点である。こうした土司の自称は、一見すると、影響力を増したグライラマ政権に対する牽制の意味を込めた外交戦略にも見受けられ、そうした側面も皆無であったとはいえない。しかし、ここで想起すべきは、このグライラマ政権への服属の表明が、ニャロン遠征直後のチベット軍の駐留下において為されたということである。書中には徴税・徭役・婚姻・人事など広範囲にわたる取り決めが項目別に記載されており、この文書が、チベット軍と、デルゲ王を含む諸首長との間で具体的な内容の調整を経た上で書かれたものであることを窺知しうる。こうした中で、首長側がグライラマ政権の意向に反する文言を挿入することは事実上困難だったであろう。では、この服属文書には、なぜグライラマ政権と清朝双方に対する忠誠が明記

してあるのか。

まず、ダライラマ政権が東チベットに支配を浸透させる上で、土司制度の枠組みを否定して清朝と不要な摩擦や緊張を惹起することは回避すべき事態であったと思われる⁽²⁴⁾。

しかし、加えて重要であるのは、四川―チベット間の交通の要衝たる東チベットにおける諸首長の機能・役割である。まず清朝からみた場合、一八世紀前半以来、四川は交通・軍事・財政等においてチベット政策を支える重要拠点となった。清朝は東チベットの幹線ルート上の主要地点に駅舎を設けて官兵を駐留させ、官僚や文書などの移動を管理した。しかし、高山・溪谷に覆われた東チベットを往来する上で重要な移動手段である人足・荷駄獣は基本的に土司を介して調達しており、交通・軍事において土司の奉仕を安定的に確保することは清朝にとって不可欠であった⁽²⁵⁾。他方、こうした現地首長の役割はダライラマ政権にとっても重要なものであった。前掲史料中の「通常の業務」とは、諸首長らの服属の文書に書かれている、四川―チベット間の交通を支える人足・荷駄獣抛出の負担義務、そして山賊の襲撃などからの行人人の安全確保等を含むものである⁽²⁶⁾。とりわけ、ニャロン北方やデルゲを通過してチャムドに至る北路は商業ルートとして重要であり、清朝皇帝からダライラマ・パンチェンラマへの布施を含む四川茶の輸送⁽²⁷⁾を安定させる上で、諸首長による現地の秩序維持は欠くべからざるものであった。つまり、東チベット諸首長は清朝とダライラマ政権のはざまでも人や物の移動を支え、両者の関係を媒介する重要な役割を担っており、彼らが清朝とダライラマ政権双方からの要請に応えることは、ダライラマ政権にとっても積極的な意味を有していた。清朝／中国とダライラマ政権の間に東チベット支配をめぐる対立が生じる以前、ダライラマ政権―東チベット首長間においては、清朝の権威・権力の存在もまた相互に了解されていたとみるべきであろう。

一方で、デルゲ王族とダライラマ政権の関係はその後もさらに緊密化したようである。『ダライラマ一三世伝』

(以下 DL13 と略記) : ka, 192a のチベット曆土風年 (一八八八) 正月一〇日の記事には、デルゲ王がラサにおける「大祈願祭 (ムンラムニチェンモ)」の施主として出席し、ダライラマに謁見した様子が描かれている。大祈願祭はゲルク派開祖ツォンカパが創始した、ダライラマ政権にとって一年の中でもとりわけ重要な行事である。⁽²⁸⁾ デルゲ王がこの大祈願祭の施主として振る舞うことにより、自らの権威高揚をはかったことは想像に難くない。

こうした事例は、両者の関係をダライラマ政権による一方的な支配としてではなく、その相互関係の中で理解すべきことを示すものである。多くの清朝檔案史料において、ニャロンニキヤブを通じてダライラマ政権の東チベット支配は、各地に重税を課す過酷なものであったと記される。ニャロン経営を通じて吸い上げられた人的・物的資源は、一九世紀末以降にチベット進出を企図するイギリスと対峙したダライラマ政権にとって重要な意味をもったと考えられ、そうした収奪が東チベットの社会の反発を招いたことも事実である。⁽²⁹⁾ しかし、檔案史料はニャロンニキヤブの収奪状況を清朝の東チベット政策を正当化する文脈において説明する傾向にもあるため、個別の現象についてはチベット語史料との比較検討を通じて解釈すべきであろう。以下の史料は、一九〇八年、後述する督辦川滇邊務大臣趙爾豊のデルゲ王国進駐に際して、デルゲ王ドルジェセンゲ (rdo rje seng ge 多吉僧格) から趙爾豊に提出されたチベット語書簡である。

ニャロンニキヤブから、俸給塩という名目で、西寧 (属下) のギャデ (gya sa de) のダムド部族によって塩の荷駄五百、そして土司であるラトー (lha thog) 一族から、バターの税という名目で、バター荷駄三〇ほどが、デルゲ地方の外の牧民地域を通して、ニャロンまで、以前から運搬されるべきであるという慣例がありました。ですが近頃、塩の荷駄千余りが拠出されて以来、デルゲ地方の官寨の外のチョル、ザム、トク各々三者から多量の麦焦がしが運搬されるべきであり、西寧のギャデ各々五箇所と、土司であるリンツァン (ling

(shang) 等に対し、毎年、銀の税一両を徴収すべきであると〔命令が〕ありました。そのついでに、奉納物の荷駄六百前後がデンコクまで搬出されねばならない〔事態〕がありました。デルゲ境域の官業の外から陶工税の荷駄二百ほどが運ばれ、外部のゴルという遊牧集団は、毎年、皮革を三百枚提供しなければならないのですが、それに対して、費用の半分も獲得できないのです。⁽³⁰⁾

この書簡は清朝軍の駐留下において提出されたものであり、ニャロン⁽³¹⁾ニキヤブの苛斂誅求に対する趙爾豊らによる批判に沿う内容となっている。しかし、むしろここで重要な点は、ドルジェセンゲが、リンツァン⁽³²⁾ニギェルポやラト⁽³³⁾ニギェルポをはじめとする、デルゲに隣接する小規模酋長の負担義務に関して実に詳細な情報を把握していることである。この意味を考える上で手がかりとなるのは、デルゲ王国と、史料中にギャデとして言及される人々、つまりデルゲの西北に位置するディムチニエルンガ (dim chi nyer Inga 玉樹二十五族) の関係である。ディムチニエルンガはニャロンニキヤブへ定期的な銀納入を義務づけられていた集団であったが、興味深いことに、一八八九年、彼らの銀納入遅延に対して、デルゲは軍隊を現地に派遣して納入を強要している。⁽³⁴⁾つまり、デルゲ王国はニャロンから遠方に位置するこうした酋長に対しニャロンニキヤブへの負担義務の履行を監督する役割をも担っていたのであるが、この事例に鑑みるに、上掲史料の記載も、従来デルゲ王国がニャロンニキヤブとデルゲ近隣諸酋長・部落の間の徴税過程に介在していた実情を反映したものと解釈できるだろう。デルゲ王国はニャロンニキヤブに密着しつつ、ダライラマ政権の東チベット支配の協力者として行動していた側面を有していたのであり、付言すれば、その過程で王国自身が一定の利益を獲得した可能性も指摘できる。しかし、こうした一連のダライラマ政権とデルゲ王国の関係緊密化は、次に述べるような王国内部の分裂の契機をも孕んでいたのである。

第三章 デルゲ王国の王位継承問題と清朝・ダライラマ政権

一九世紀末、デルゲ王国では王位継承をめぐる抗争が生じた。デルゲ王ロドゥーブンツォクには前述のドルジェセンゲとその弟ジャムベルリンチェン ('jam dpal rin chen 降白仁青) という二人の息子がいたが、両者は腹違いの兄弟だったようであり、弟の母は中央チベット出身の王妃ツェンドルカルであった(図2)³²。しかし、後にこの兄弟のどちらに王位を継承させるのかをめぐり、王・王妃の關係が悪化した。ジャムベルリンチェンの王位擁立を望む王妃は、王国内の一定の貴族層を味方につけ、当時ニャロンチキャプの職にあったドゥードウルドルジェ(bdad 'dul rdo rje) と結びつき王の廢位を画策した。³³ 中央チベット出身の王妃の存在感、デルゲ王国の貴族層に対するニャロンチキャプの影響力の高まりが、内部の分裂を促進したことが窺える。

また、具体的な関連は不明な点が多いが、ジャムベルリンチェンの支持者には、カルマ派出身のジャムゴンコントゥル ('jam ngon kong sprul) やジュンパムギャムツォ ('ju mi pham rgya mtsho) など、³⁴ 当時デルゲの国政に対して発言力を有していたとされる高僧らも含まれていたようである。宗教勢力との關係を密にしたジャムベルリンチェンが、王国内で一定の求心力を確保しえたことは想像に難くない。

しかし、こうした内紛は清朝の東チベット政策との関わりのみで曲折を経ることとなる。一九世紀末、四川総督鹿傳霖を中心として、イギリスのチベット進出の危機に対応する上で戦略的な要地となった東チベットに支配権を確立するため、ニャロン地方をダライラマ政権から接收して四川の統治下に置くべきであるとの強硬論が台頭した。そして、この「ニャロン回収」の強硬論者であった四川総督鹿傳霖は、一八九六から一八九七年、ダライラマ

政権による激しい反発に遭いつつも、清朝中央を説得しつつニャロンの軍事的制圧を強行した。⁽³⁵⁾

この東チベットにおける清朝のプレゼンスの急速な高まりと、ダライラマ政権による支配の後退を受け、ロドゥー・プンツォクは清朝に支援を要請して王妃らへの対抗を試みた。⁽³⁶⁾しかし、川蔵北路要衝に位置するデルゲの掌握の必要性を感じていた鹿傳霖は、却ってこれを「改土帰流」(土司を廃して中央派遣の官僚支配に変更する政策)の絶好の機会ととらえ、自らの派遣した官僚の主導下において、王・王妃・長子・次子の王族全員を成都に連行する強行措置をとるのである。⁽³⁷⁾この前後の事実経過は極めて複雑なものであるが、端的に述べるならば、こうした一連の鹿傳霖の性急な政策は、清朝内部において、ダライラマ政権との関係悪化や、チベットをめぐる対外関係への悪影響を懸念する諸官僚の反発もあり、結局は中央の賛同を得ることはなかった。そして事態は、鹿傳霖の四川総督解任、ニャロン地方のダライラマ政権への返還、そしてデルゲ王国の改土帰流の撤回へと帰結し、東チベットはほぼ鹿傳霖の政策以前の秩序に戻されたのであった。⁽³⁸⁾

ただし、この清朝の重大な政策転換をもたらした最初の契機が、改土帰流に対するデルゲの基層社会の強い反発だったことは明記しておきたい。清朝官僚がデルゲでの賦税徴収に着手したところ、貴族層は住民数百名を動員して「もし我々に賦税を上納させようとしても、土司を解放しないうちは決して命令に遵うことはない」として王の帰還を要求し、駐留官兵らの移動手段の拠出を拒絶した。⁽³⁹⁾このような現地地の政情不安は鹿傳霖の政策に対する清朝内部からの批判を招ききつかけとなった。⁽⁴⁰⁾また、事件後にデルゲを通過したイギリス人旅行者によれば、ダライラマ政権の官僚らが現地であらゆる物的資源を徴発しうる権力を有し極めて畏怖されていたのに対し、漢人は却って強い反感を向けられ、彼らの居住はほぼ不可能であり、清朝主導の秩序維持も困難であったという。⁽⁴¹⁾当時、王族ら支配者層が、内紛を自己に有利なかたちで解決する上で清朝権力を戦略的に利用していた一方で、基層社会にお

る清朝とダライラマ政権の権威には大きな差が存在していたといえる。

こうした状況のもと、ダライラマ政権とデルゲ王国の統属関係に対して、清朝は実効性のある対応をとることはなかった。一八九八年一月、善後処理を委ねられた候補直隸州知州党鳳岡は、王と王妃が四川連行の後に相次いで病死したため、デルゲにて王国領内の貴族・寺院勢力を招集し、長子ドルジェセンゲを新たに土司に任じた。そして、「(土司・頭人達は)決してチベット人官僚と私通してダライラマ政権と結託し、百姓を虐待して自滅をもたらすようなことをしてならない」と命令を下した。⁽⁴²⁾

しかし、常駐可能な官兵等による監視をとまなわぬ禁令が、現地の動きを拘束することはなかった。ドルジェセンゲは王位を継承して間もない一八九九年にラサを訪問してダライラマに謁見し、一九〇一年頃に至るまで滞在したのである。その間の動きについては、一九〇二年、ドルジェセンゲがデルゲに帰還した後、王族・高級官僚とともにニャロンニチキャプであるホルカン家 (hor khang tshang) のソナムトプギェー (bsod nams stobs rgyas) に提出した文書 (IOR. MSS. Eur. F. 80/177: 7-12) から窺える。ドルジェセンゲは、

サチューパである私がラサに赴いたとき、神聖にして全知全能のダライラマは様々な方法で私を祝福し、そして、私の要望に應えるかたちで、「大いなる至上の印章」⁽⁴³⁾と呼ばれるチベット政府の国家の印章が押印された称号の証文を授けてくれました。……父から息子へと継承する権利によって、サチューパの地位と中国皇帝 (Chinese emperor) から授けられた土司の称号を保持しているため、情深きご援助及び名譽の重圧・責任を担っている、サチューパ・パドルジェセンゲ、またの名をガワンロサンという私は、ここにご命令に完全に従うことを約束致します。

と、ダライラマ政権からデルゲの統治者としての地位を承認された経緯を説明している。ドルジェセンゲは自らを

「サチューバ」と称するが、これは「王」・「君主」を意味する「sa spyod pa」である。⁽⁴⁴⁾この称号がデルゲ王に授与された正確な時期の特定は難しいが、少くとも、第二章で掲載した、前代デルゲ王ロドゥーブンツォクからニャロン・チキヤブに提出された文書は、自らを土司と称するのみであった。ところが、『ダライラマ一二世伝』及びDL13を通覧すると、一八八六年のDL13:ka, 142bを最初の記載として、デルゲ王にサチューバの呼称が用いられ始めることがわかる。ダライラマ政権は遅くとも一八八〇年代中頃までに、清朝授与の土司とは別個に、独自にデルゲ王にサチューバの称号を授けたと考えられる。新王ドルジェセンゲもまた、このダライラマ承認の称号をもつ正統な後継者であることを強調しているのである。

ドルジェセンゲの清朝・ダライラマ政権に対する態度の違いとして興味深いのは、こうした各称号の使い分けである。前掲史料ではサチューバとともに清朝授与の土司を併記しているのに対し、ダライラマ政権との関係構築を禁じていた清朝に対する文書には、自らを「デルゲ土司ドルジェセンゲ (sde dge thu bsai rje seng ge)」と記し、「徳爾格忒宣慰司」の印章を押捺するにとどめている。⁽⁴⁵⁾ドルジェセンゲが、清朝とダライラマ政権相互の方針の違いを自覚しつつ対応していたことがわかる。

また上掲のソナムトプギューに提出した文書には、ドルジェセンゲと中央チベット貴族ギェルドンナン (Gyendrong nang) 家出身の娘カルマチュューキ (karma chos kyid) 及びその妹との結婚⁽⁴⁶⁾が決められたこと、この王妃らに加え、ドルジェセンゲと王位を争ったジャムベルリンチェン、ニェルパら高級官僚などがそれぞれドルジェセンゲへの忠誠を誓ったことが記される。ドルジェセンゲはダライラマ政権の権威のもとで自らを中心とするデルゲ王国の秩序を再構築しようとしたのである。換言すれば、激しい内紛をとまなう交代を経たドルジェセンゲは、かつてのテンパツェリンの如く王国内部での権威を独力で保持することはできなくなっており、ダライラマ政権への

依存を余儀なくされるといふ状況に陥っていたのである。

第四章 二〇世紀初頭、趙爾豊の改土帰流とデルゲ王国帰属問題の形成

こうしたドルジェセンゲによるダライラマ政権への依存もまた、王国内部の分裂を一時的に食い止めたに過ぎず、王位をめぐる兄弟間の争いはまもなく再燃した。この抗争の経緯もまた複雑さを極めたものであるが、少なくとも当時の両者の対抗関係を規定していた要素は、王国内部における貴族層の分裂の深刻化であろう。ドルジェセンゲの支持層には、当時の支配機構の中核を掌握していた二名のニェルバ、ギャンカン家 (gyang khang tshang) のデチェンノルブとジュチュン家 (ju chung tshang 結窮家) のジャムヤンペンツォク (jam dbyang phun tshogs) が存在していた。これに対し、ジャムペルリンチュンの支持層には、おおよそ比定可能な貴族名を挙げると、金沙江西岸ジョンド (jo nda 江達) のゲジャ家 (ge ja tshang 格則家)、デプー家 (dre 'bod tshang 正帕家)、当時ニェルバを務めていたチャグー家 (bya rgod tshang 夏克家) のチャグータン (bya rgod skra shis)、金沙江東岸のサカル家 (sa dkar tshang 撒噶家)、ダヤブ家 (brag g-yab tshang 乍丫家) などドワンコル階層の有力貴族などが存在したほか、ゴンチェン寺の支持も獲得していた。⁽⁴⁷⁾

両勢力はそれぞれ清朝・ダライラマ政権に支援を求めつつ激しい闘争を繰り広げた。ダライラマ政権は調停に乗り出し、他方で清朝も官兵を派遣して事態の収拾をはかったが、ジャムペルリンチュン側の勢力は却って清朝官僚を包囲・威圧して土司の官印を求めするなど、情勢は悪化する一方であった。⁽⁴⁸⁾

こうした抗争の帰趨を決したのは、当時、近代国家建設を目指し「新政」を開始した清朝による介入であった。

清朝は一九〇四年の英蔵間でのラサ条約締結を「主権」喪失の危機と判断し、この条約内容を再度清英間で交渉し、一九〇六年には北京条約を締結した。この間に、清朝はチベットの政治・社会改革へと移行し、一九〇六年には東チベット経営の専門ポストである督辦川滇辺務大臣を設置し、⁽⁴⁹⁾当時、バタンでの改革に反発して蜂起したチベットの反乱を鎮圧した建昌道台趙爾豊がこれに就任した。

趙爾豊は早くよりデルゲの紛糾を注視していたが、同時期、ドルジェセンゲからの救援要請を受けたことを契機として、本格的な介入に乗り出した。⁽⁵⁰⁾趙爾豊が警戒したのは、ダライラマ政権とデルゲ王国の統属関係であり、これを断ち切って清朝の二元的な支配下に編入することが重要な課題となった。⁽⁵¹⁾趙爾豊率いる軍隊駐留という状況下において、一九〇八年一月、ドルジェセンゲは第二章で掲載したチベット語書簡を趙爾豊に提出し、ニャロン⁽⁵²⁾チキヤブがデルゲ及び隣接諸地域に課してきた諸々の税負担を上訴するという、ダライラマ政権への服従拒否とも受け取れる行動をとった。しかし、これは圧倒的な軍事力を背景に到来した趙爾豊に依存して対抗勢力を征討するという、ドルジェセンゲの能動的自己保全に由来するものであり、こうした諸首長の機会主義的な政治行動が、ダライラマ政権による東チベット支配の一端を解体していった。

これと平行して、趙爾豊はジャムベルリンチェンの潜伏するデルゲ北方ザチュカ (Tzha chu kha) にて掃討作戦を展開し、後述するように、ジャムベルリンチェンはダライラマ政権を頼りラサへと逃亡した。

他方で、趙爾豊はドルジェセンゲを頂点とする秩序を再構築するのではなく、むしろ「デルゲは改土帰流すべきであり、その機会を再び失ってはならない」としてデルゲ王国の解体を唱え始めた。⁽⁵²⁾さらに同時期、デルゲ近隣の金鉱調査など現地の開発が具体的に進展しつつあり、土司を媒介としない現地社会の直接的掌握が重要な課題となった。⁽⁵³⁾こうした状況下において、趙爾豊はドルジェセンゲによる自発的奉還という形式をもってデルゲの土地と人

民を接收し、一方で、ドルジェセンゲに一族世襲の名譽職として「都司」を授けて引退させ、バタンに住居を用意し、デルゲの糧税より毎年二〇〇〇〇三〇〇〇両を支給することを決めた。⁽²⁴⁾ 趙爾豊に依存したドルジェセンゲら王族は、デルゲの政務と切り離される形で温存されたのである。

これに対して、王位篡奪の試みに失敗してラサへと逃れたジャムベルリンチェンは、新たに英領インドとの接触をも模索し始めた。一九一〇年二月の四川軍のラサ進軍にともない、ドライラマ一三世はインドへの亡命を決意したが、翌月、こうしたドライラマの行動と軌を一にして、ジャムベルリンチェンはシッキム政務官チャールズ＝ベルに次のような書簡を提出したのである。

わが国デルゲは、中国人とチベット人の寛大なる保護下にあり、いかなる問題もありませんでした。土猿の年、中国人官僚である趙爾豊がデルゲに到来しました。彼は行為の因果を考慮せず、単に「鉞山開発による」金・銀（の獲得）を考えていました。彼は軍隊を派遣し、私を殺そうとしましたが、仏の御加護により私は逃れました。その後私はドライラマの保護を求め、現在は彼に仕えております。我々は、永劫デルゲ国を保有するよう権威づけるべく乾隆帝から承認を得ております。……我々はまた様々な時期に我々に寛大な措置が行われたことを認識しており、（一八六六年に）我々がチベットの属民であるかのごとくかのドライラマ（一二世）に仕えるための厳肅な誓いを行っております。我々が自らを欺くことができぬように、我々はドライラマにこれまでずっと仕えてまいりました。（さらに）わが父は私にデルゲの土地と支配権を譲りました。（しかし）私の兄と中国官僚は邪悪な意思をともなって共同して陰謀をたくらみ、デルゲに軍隊をよこしました。彼らはセルシュ（ser shul）の僧院を攻撃・破壊するとともに、趙爾豊と彼の兵達は我が国を併呑しました。これが今、私に返還されるべきことを願うものであります。……もしもイギリス政府が、多くの金・銀を取り趙爾豊と共

謀し、人々を抑圧しているというためのために、わが兄を懲罰するならば、私は父に対して同じ家で生活して仕える子供の如く、イギリス政府に仕えます⁽⁵⁵⁾。

まず、趙爾豊に迎合した兄ドルジェセンゲに対する痛烈な批判は、仏教破壊をとまぬ軍事行動をおこなった趙爾豊ら清朝官僚に対する敵愾心にも由来しており、それまでのデルゲ王族にみられた、ローカルな利害対立における外部権力の利用という、単純な権力関係の文脈のみでは解釈できないであろう。さらに、この内容が当時の清朝・チベット・イギリスの重大な関係変化、つまり清朝皇帝―ダライラマ間の施主と婦依処の関係の解消と、ダライラマ政権が新たな支援者として期待するイギリスの登場という状況下にて書かれたことは重要である。ジャムペルリンチェンは、趙爾豊による王国占領を画期として、ダライラマとともにイギリスへと依存する方針を明確に表明したのである。

この書簡に対するインド側からの具体的回答は見いだしておらず、ジャムペルリンチェンの行動がその後のイギリスの政策決定に与えた直接的影響に関して安易な判断はできない。しかし、ここでデルゲ王国の帰属関係がその後の中国・チベット・イギリスの政治外交においてどのように議論されたのかを確認することは無駄ではあるまい。本稿冒頭で触れたとおり、一九一三年一〇月に開催されたシムラ会議における最大の懸案は、東チベットにおける境界画定問題であった。中国・チベットの両代表が主張した境界が著しい隔たりを見せたことに鑑み、一九一四年二月一七日、英全権代表ヘンリ・マクマホンはチベットをダライラマ政権が確固たる自治権を保有する「外チベット」と、「中国の歴史的地位を回復・維持」しうる「内チベット」に分割する調停案を提示する。興味深いことに、マクマホンは、元來四川に属した多くのチベット地域を「内チベット」に編入したことに対し、デルゲをニューヨークとともに「外チベット」へと組み込む区分を示し(図3)、この両地域の帰属は会議の最終段階に至るまで紛

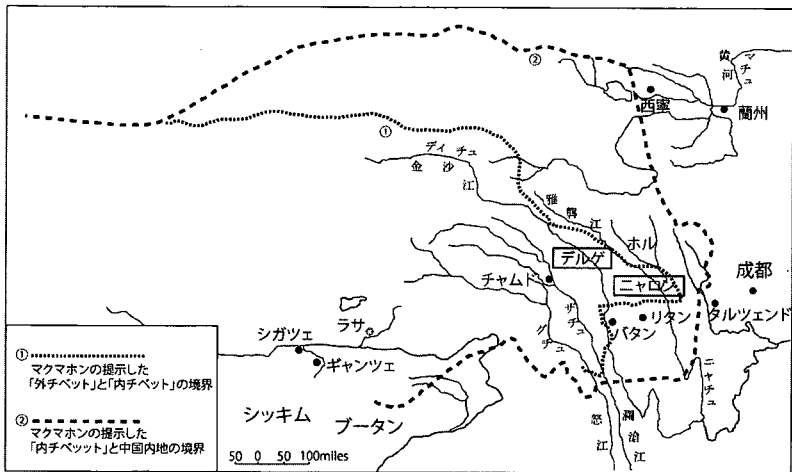


図3 シムラ会議 [1913. 10-1914. 7] における英全権代表の調停案 (1914. 2. 17)

出典 : Amar Kaur Jasbir Singh, *Himalayan Triangle: A Historical Survey of British India's Relations with Tibet, Sikkim and Bhutan 1765-1950*, British Library, 1988, London, p. 77.

糾した。⁽⁵⁶⁾

マクマホンの調停案に先立ち、チベット代表はデルゲに対する領有権を強く主張していたが、その主要な根拠とは、まさに一九世紀後半以来のダライラマ政権―デルゲ王国間の相互関係の中で積み上げられた「統治実績」であった。⁽⁵⁷⁾ ダライラマ政権が主張したデルゲ王国との関係は、すでにジャムペルリンチェンの服属の表明を受けていたイギリス側（書簡を受けたチャールズリベルはチベット代表の顧問として会議に参加）に対して説得力を有する主張として受け止められた可能性はあるが、こうした境界画定をめぐるイギリス側の意図・背景については、従来重視されてきた、当時の国際関係の動静に対するイギリスの認識に加え、本稿で論じてきた現地への統治実態に関する認識の推移を検討しつつ改めて考察すべきである。

シムラ会議は最終的に三者の合意にもとづく境界線が定められることなく決裂し、デルゲ王国は東チベットをめぐる抗争の前線に立たされることとなる。ラサ

に亡命したジャムベルリンチェンはすでに一九一三年にダライラマ政権内部で臨時のダブン職を獲得し (DL 13: Kha, 128b)、さらにバタンに隠居していたドルジェセンゲも清朝崩壊後に再びデルゲ王の地位に「復辟」した。⁽⁸⁶⁾そして、デルゲ王国の帰属問題は、後に四川のチベット系諸族を研究した任乃強が、「我が政府と国民は、結局のところ徳格が誰の管轄に帰するものであるのか分からない」と回顧することく、⁽⁸⁷⁾中華民国期を通じて中国・ダライラマ政権間の係争の焦点となるのである。

おわりに

本稿冒頭及び第四章で言及したシムラ会議における境界画定交渉は、東チベット支配をめぐる中華民国とダライラマ政権の対抗関係を強く印象づけるものである。しかしながら、本稿のデルゲ王国をめぐる分析からは、そうした二項対立的な図式では説明できない、ダライラマ政権・清朝・東チベット諸首長の相互関係が交錯した動的な場としての、東チベット独自の歴史的地域像を窺知することができた。

一八世紀初頭までに、デルゲ王国はダライラマ政権と関係を深めるのみならず、清朝任命の土司としてその支配下に編入された。これらはともに排他的な関係ではなく、清朝はゲルク派の大施主の立場よりデルゲ王からダライラマ・パンチェンラマへの尊崇を容認・称揚していた。一方で、デルゲの政治構造は、聖・俗両権を掌握する王族が多く、の貴族や多様な宗派・寺院を統御するものであり、王国の統治が外部から強い干渉を受けることはなかった。しかし、一八六五年のダライラマ政権による東チベット支配の始動後、ダライラマ政権はデルゲ王国に対して、各種負担義務を課すのみならず、官僚任免権の掌握・婚姻関係・称号の授与などを通じて、他の首長ら以上に強固

な統属関係を取り結んだ。ただし、デルゲ王国も一方的にその統制を受けたのではなく、むしろドライラマ政権の東チベット支配を支える協力者として行動する一面を有し、布施や儀礼を通じて政権との関係強化に努めた。管見の限り、こうしたドライラマ政権との緊密な関係は、他の東チベット首長に安易にあてはめることのできないデルゲ王国に固有のものであると考えられる。

一方、このような統属関係の強化にもかかわらず、ドライラマ政権とデルゲ王の間では、デルゲ王が清朝支配下の土司であることもまた相互に了解されていた。これはドライラマ政権支配下に編入された他の諸首長との間にも共通してみられた現象であり、清朝とドライラマ政権の狭間で人・物の移動を支え、両者の関係を媒介する上で欠くべからざる役割を担っていた東チベット諸首長の政治的位置づけを示すものである。

こうした状況下で一九世紀末以降生じたデルゲ王国の王位継承問題からは、王国内部の対抗勢力が、それぞれ自己に有利な状況をもとめてドライラマ政権・清朝双方との関係構築を模索した様子が見えがえる。しかしながら、清朝が二度にわたり強行した改土帰流と、新政にともなう開発や基層社会への介入は、現地において清朝に対する不満を蓄積させ、ジャムペルリンチェンのごとく、ドライラマと軌を一にして対英依存へと向かう者すら生み出していった。このデルゲ王国をめぐる歴史過程からは、東チベットが、清朝／中国とドライラマ政権の関係を結びつける境界地帯から、両者の緊張と対抗の前線へと転換していく構造的な変化と、東チベット諸首長による政治的選択のあり方の一端を看取することができるのである。

なお、本稿では東チベット首長の個別の政治的な帰属関係に焦点を当てつつ検討したが、本文中で言及した清朝・ドライラマ政権を結ぶ媒介項としての役割については、東チベットを經由する人・物の移動など、当該地域の交通や社会経済の実態をも踏まえ一層具体的に明らかにする必要がある、今後の課題としていきたい。

注

- (1) Lamb, Alastair. *The McMahon Line: A Study in the Relations between India, China and Tibet, 1904-1914*, 2 vols, 1966. London, pp. 491-492.
- (2) Ibid. pp. 477-506. この他多々の研究がなされているが、具体的な研究史は拙稿「タライラマ政権の東チベット支配（一八六五—一九一一）—中蔵境界問題形成の側面—」『アジア・アフリカ言語文化研究』第七六号、二〇〇八年九月、五三一—五五頁にて整理している。
- (3) 注(2)所掲拙稿、五八—七二頁。
- (4) 清朝に「土司」として臣従したとして一般に理解されるデルゲの支配者について、王という語を充てることが適切であるか否かは議論の余地もあろう。しかし、デルゲの支配者は、後述するやうに、チベット語で「王」を意味する「*kye lpo rgyal po*」・「*sak yon sa skyong*」あるいは「*法王*」を不す「*チュエキキェルポ chos kyi rgyal po* (または *チュエキキェル chos rgyal*)」などと呼ばれ、現地で独自の政権を有していた存在であることに留意すべきである。また、「土司」という呼称がもつ、狭隘な辺疆の異民族首長として矮小化された印象を相対化するという研究上の視座とも関連して、本稿では王・王国という呼称を用いることとする。
- (5) 杜永彬「論德格土司的特点」『西藏研究』一九九一

年第三号。扎西央宗「淺談康区德格土司与改土帰流」『藏学研究論叢①』西藏人民出版社、一九九五年。他方、Hartley, Lauran Ruth. *A Socio-Historical Study of the Kingdom of Sde dge (Derge, Khum) in the Late Nineteenth Century: Ris-med Views of Alliance and Authority*, Unpublished Master of Arts Thesis, Indiana University, 1997. Blooming-ton は「一九世紀末の仏教改革であるリメ (Ris-med: 無宗派) 運動に着目しつつデルゲの政治構造について優れた考察を行ったが、政治史の記述に関しては二次史料や先行研究に依拠する点も多し。

(6) 本稿にて利用する伝記・年代記等は以下の通り。

『*ダライラマ七世*』: Cang skya rol pa'i rdo rje, *Rgyal ba'i dbang po thams cad mkhyen gzigs rdo rje 'chang blo bzang bsal bzang rgya mtsho dpal bzang po'i zhal snga nas kyi nam par thar pa ndo tsam brjod pa dpag bsam rin po che'i snye ma*. 1758-59. In *rol pa'i rdo rje'i gsung 'bum*, *krung go bod bryud mtho rim nang bstan slob gling nang bstan zhib 'jug khang*, 1995 (北京版)。

『*ダライラマ十一世*』: *Blo bzang tshul khri ms byams pa rgya mtsho, lhar bcas s'rad bzhi'i gtsug rgyan rgyal mchog ngur smrig 'chang ba bcu gnyis pa chen po'i nam par thar pa rgya mtsho*

lta bu las mdo tsam brjod pa dwangs shel me long
(ミヤ版)。

『タニニニニ』: Phur leog yongs 'dzin skye
mying 'dzin pa thub bstan byams pa tshul khrims
bstan 'dzin, *Lhar bcas srid zhi'i gtsug rgyan gong*
sa rgyal ba'i dbang po bka' drin mshungs med
sku phreng bou gsum pa chen po'i nam par thar
pa rgya mtsho lta bu las mdo tsam brjod pa ngo
mtshar rin po che'i phreng ba, 1940. In Lokesh
Chandraed, 'The Collected Works of Dalai Lama
XIII. vol. 7, International Academy of Indian
Culture, 1982, New Delhi.

『タニニニ』: Tshe dbang rdo rje rig 'dzin, *dPal*
sa skyong sde dge chos kyi rgyal po rim byon gyi
nam thar dge legs nor bu'i phreng ba 'dod dgu
rab 'phel, 1828, tsondu senghe yorey tsang. 1994
(チルヤ版)。

『タニニニ』: Dezhung Rinpoche. *chos ldan*
sa skyong rgyal po sde dge'i gdung rab kyi
mtshan phreng rin chen phreng ba, 1964. In
Kolmaš, Josef. "Dezhung Rinpoche's Summary
and Continuation of the Sde-dge'i rgyal-rab."
Acta Orientalia Academiae Scientiarum Hunga-
ricae, Vol. 42, No. 1, 1988, pp. 134-142.

DG 1は第四三代デルゲ王ツェワンドルジェリクス
イン(一七八六年?)が編纂。『デルゲ王統史統編』
は、『デルゲ王統史』がカヴァーしているが二〇世紀
中頃までのデルゲ王族の歴史を、東チベット出身のサ
キャ派の高僧デシュンホトウルクワンガテンペー
ニマ(一九〇六—一九八七年)が新たに概述したもの。
Kolmašは『デルゲ王統史統編』のチベット文テキスト
ト(原文は無頭字 dhu medト書かれたが、Kolmaš
はこれを有頭字 dhu canト変換して掲載)に解題を
付して刊行した。本稿では『デルゲ王統史統編』を一
九世紀末以降のデルゲ王族の婚姻関係を知る上で参照
した。

(7) Kolmaš, Josef. *A Genealogy of the Kings of*
Derge: Sde-dge'i Rgyal-rabs, the Oriental Institute
1968, Prague, pp. 26-27.

(8) Ibid., pp. 29-30.

(9) Ibid., p. 37. グニンソンの東チベット征服に関ト
せ、Ahmad, Zahiruddin. *Sino-Tibetan Relations in*
the Seventeenth Century, Istituto italiano per il
Medio ed Estremo Oriente, 1970, Roma, pp. 124-
128を参照。

(10) Kolmaš, op. cit., p. 36; Petech, Luciano. *China*
and Tibet in the Early 18th Century: History of
the Establishment of Chinese Protectorate in Tibet,

Brill, 1972, Leiden, p. 22.

- (11) 『四川通志』常明等纂修、嘉慶二十一年(華文書局、一九六七年)、卷九七、武備、土司、四七葉下。
- (12) 拙稿「一八世紀後半、清朝の東チベット政策の推移―金川戦争と土司制度―」『史叢』第一一号、二〇一〇年三月、五七頁。
- (13) 『大清世宗憲皇帝美録』鄂爾泰等奉勅撰、乾隆六年(華文書局、一九六四年)、雍正二〇年三月癸酉(一六八)条。
- (14) 注(12)所掲拙稿、七五―七六頁。ただし、デルゲ王は使節を派遣するにとどまっている。「軍機処檔摺件」(台湾・国立故宮博物院)〇二七三二一、乾隆四五年五月二六日、四川総督文綬の上奏の附件(清單)。
- (15) Kolmasi, op. cit., p. 34.
- (16) Hartley, op. cit., pp. 57-67.
- (17) 四川省民族事務委員会編『藏伝仏教寺院資料選編(内部資料)』一九八九年、一五二頁。
- (18) DG 1: 266 は、テンパツェリンをチューキギェルボと呼ぶこと、チベットにおいて仏法と王法を一体化した治世を実現した王として理想化されるソンツェンガンポ王になぞらえて称えている。チベットの王権思想の来歴については石濱裕美子『チベット仏教世界の歴史的研究』東方書店、二〇〇一年、八一―二四頁を参照。
- (19) Rinzin, op. cit., pp. 198-199.
- (20) トンパナムキェルの征服活動については以下を参照。Tashi Tsering, "Nyag-rong ngon-po rnam-rgyal: A 19th Century Khams-pa Warrior." In Aziz, B. N. and Kapstein, M. eds., *Sounding in the Tibetan Civilization*, Manohar, 1985, New Delhi, pp. 196-214. Yudru tsonu, "Local Aspirations and National Constraints: A Case Study of Nyarong Gampo Namgyel and His Rise to Power in Kham (1836-1865)." Unpublished doctoral dissertation, Harvard University.
- (21) この間の経緯については注(2)所掲拙稿、五八―六二頁を参照。
- (22) IOR. MSS. Eur. F 80/177: 22.
- (23) Petech, Luciano. *Aristocracy and Government in Tibet 1728-1959*, Istituto italiano per il Medio ed Estremo Oriente, 1973, Roma, p. 77.
- (24) 注(2)所掲拙稿、五六一―五七、六〇―六一頁。
- (25) Wang Xinyu, "China's Last Imperial Frontier: Statecraft and Locality in Qing Kham Tibet, 1890-1911." Ph. D. diss., University of Carnegie Mellon: UML, 2006, pp. 72-80. 注(2)所掲拙稿七一―七三頁を参照。
- (26) IOR. MSS. Eur. F 80/177: 16-21 及び注(2)所掲拙稿、六〇―六一頁。

(27) タルツェントにおける茶の集積については、以下を

参照。Rockhill, William Woodville. *The Land of the Lamas: Notes of a Journey through China, Mongolia, and Tibet*, Century Co, 1891, New York, pp. 277-280.

(28) 山口瑞鳳『チベット』東京大学出版会、一九八七年、三二二頁。

(29) 注(2)所掲拙稿、六八七〇頁。Bonin, Charles J. E. *Les royaumes des neiges: États himalayens*, Librairie Armand Colin, 1911, Paris, p. 202. チリヤロン地方における過酷な砂金収奪の事実を伝えており、第三者的視点として重要である。

(30) 「衙門檔」六二(案卷番号)一〇九二二(文書番号)、光緒三四年一月二二日、ドルジュセンゲから趙爾豊への書簡。

(31) 注(2)所掲拙稿、六七一六八頁。

(32) 兄弟の出生の背景に関して定説は無いが、本稿は、王妃ツェンドルカルが弟の王位継承を望んでいたことに鑑み、両者が腹違いであった可能性を十分に考慮しつつ議論をすすめる。なお、Hartley, op. cit., p. 182が兄弟の出生に関する各見解を整理している。

(33) 『宮中檔光緒朝奏摺』第一〇輯、故宮文獻編輯委員會編、一九七四年、八九九一〇一頁、光緒三年五月一日、鹿傳霖の奏摺; Hartley, op. cit., pp. 50-

52.

(34) リメ運動に関わったこれらの高僧と当時の王位継承問題の関わりについてはHartley, op. cit., pp. 83-85を参照。

(35) 拙稿「一九世紀末、カムの統治をめぐる清朝とダライラマ政庁―四川総督鹿傳霖のニャロン回収案を中心に―」『社会文化史学』第四六号、二〇〇四年一〇月、二四一―二六頁。

(36) 中国第一歴史檔案館所蔵「軍機處漢文録副奏摺」民族事務類(マイクロフィルム)(以下、「録副」)五九一(リール番号)―二四四五―二四四六(コマ番号)、徳瑞らの稟。

(37) 呉豊培編『清代蔵事奏牘』中国蔵学出版社、一九九四年、一〇三三―一〇三七頁、光緒三年九月三日、鹿傳霖の奏摺。

(38) いくつかの研究が存在するが、さしあたり拙稿「一九一〇年前後のチベット―四川軍のチベット進軍の史的位位置―」『歴史評論』第七二五号、二〇一〇年九月において清朝支配構造の特質と関連づけて問題を整理した。

(39) 「録副」五九一―二四四五―二四四六、徳瑞らの稟。

(40) 『光緒朝硃批奏摺』第一一六輯、中国第一歴史檔案館、中華書局、一九九六年、光緒三年七月一六日、成都將軍恭壽の奏摺。

- (41) Rijnhart, Susie Carson. *With the Tibetans in Tent and Temples*. Oliphant, Anderson & Ferrier, 1902, London, p. 366.
- (42) 『宮中檔光緒朝奏摺』第一輯、六三八—六四〇頁、光緒三十四年二月二二日、恭寿の奏摺。
- (43) 英訳に記される Gong-dam she-ban che-mo から比定したが、実際にこれが具体的にいかなる印章であるのか現段階では確認できていない。
- (44) 「大地」を指す「sa」と「享受する」・「行為する」などの意味をもつ「spyod」を組み合わせた語。DGI にはこの称号を見いだせず、「チューキギェルポ」をはじめアルゲ王の従来の呼称や、ドラマイラマが地方政権の首長に授けた各称号との比較を通じて検証が課題として残されている。
- (45) 「衙門檔」六二—一九—二一、光緒三十四年一月一二日、ドルジェセンゲから趙爾豊への書簡。
- (46) 格勒『甘孜藏族自治州史話』四川民族出版社、一九八四年、二六一頁はこの婚姻が後に夫婦仲の問題により解消され、ドルジェセンゲが新たに中央チベットの下級貴族の娘を娶ったとするが、これを確かめる術を持たない。本稿は『デルゲ王統史統編』:16-17と IOR. MSS. Eur. F 80/177: 7-12 にもとづき、ギェルドンナン家から姉妹を娶ったことを記すのみにとどめる。
- (47) 『清末川滇辺務檔案史料』四川民族研究所編、中華書局、一九八九年（以下、『辺務』と略記）、一九〇—一九三頁、〇一七一（史料番号）、光緒三十四年五月、阜和協副將馬広文の稟にみられる貴族名と、来作中等編「徳格土司家族の由来発展及其社会制度」『甘孜藏族自治州文史資料選輯』一九八二年、四八一—五〇頁の「附表」と同一「徳格土司家族内部及其与下屬頭人之間的紛争械闘」『甘孜藏族自治州文史資料選輯』第二号、一九八四年、四五—四九頁を参照しつつ確認した。
- (48) 『辺務』一九〇—一九三頁、〇一七一、光緒三十四年五月、馬広文の稟。
- (49) 『辺務』九〇頁、〇〇七四、光緒三十二年六月、四川總督錫良等の奏摺。
- (50) IOR. MSS. Eur. F 80/189: 18. 『辺務』一九〇—一九三頁、〇一七一、光緒三十四年五月、馬広文の稟。
- (51) 『辺務』一九〇—一九三頁、〇一七一、光緒三十四年五月、馬広文の稟。
- (52) 『辺務』四〇六—四〇八頁、〇三六四、宣統元年七月、趙爾豊から趙爾巽への函。
- (53) 『辺務』二八一—二八二頁、〇三四一、宣統元年六月一日、趙爾豊から更慶（ゴンチェン dgon chen）の民衆への示諭。
- (54) 『辺務』四一八—四二二頁、〇三七三、宣統元年八月二二日、趙爾豊の奏摺。

- (55) IOR. L/P & S/10/149, P. 2750. Tel. from C. A. Bell, Political Officer in Sikkim, to the Secretary to the Government of India in the Foreign Department, on March 31, 1910.
- (56) Amar Kaur Jasbir Singh, op. cit., pp. 74-75.
- (57) IOR. MSS. Eur. F 80/189 : 15-16.
- (58) 四川省編輯組前揭書、七九頁。
- (59) 任乃強『西康図経—境域編—』新亜細亜学会、一九三三年、二四六頁。

一九世紀末～二〇世紀初頭，ダライラマ政権の東チベット支配と
デルゲ王国（徳格土司）

The Dalai Lama government's rule of Eastern Tibet and the
Kingdom of Derge（徳格土司）during the late nineteenth and
early twentieth centuries

KOBAYASHI Ryosuke

Key words: Dalai lama government（ダライラマ政権），Eastern Tibet
（東チベット），The Kingdom of sDe-dge / Derge（デルゲ王国），Qing
Dynasty（清朝），Tusi zhidu / The Native Chieftain System（土司制度）

After the collapse of the Qing Empire in 1912, the Republican China asserted its authority over the whole of Tibet. The Dalai Lama government, in turn, also claimed independence and planned to unify Tibetan borderlands overlapping Chinese provinces. Therefore, Eastern Tibet, located between Tibet and China, inevitably became a central issue of this border dispute. Previously, many scholars have examined this dispute from the perspective of the historical process of the binary relationship between China and Tibet and from that of the history of the Chinese frontier policy. However, they have rarely focused on the indigenous Tibetan leaders who actually ruled Eastern Tibet. My paper examines the development of tripartite relationship between Qing Empire, Dalai lama government and indigenous leaders in Eastern Tibet, by clarifying the Kingdom of Derge (sDe dge), *De ge Tusi*（徳格土司），was committed to the Dalai Lama government and the Qing Empire during the late nineteenth and early twentieth centuries. To do this, I based on primary materials in English, Chinese and Tibetan. This historical process of the Derge Kingdom shows us part of the radical change of Eastern Tibet from the intermediate region between China and Tibet to the front line that both governments planed to unify.